

GMO アリーナさいたま  
エリアネーミングライツパートナー 募集要項

2000年にオープンしたさいたまスーパーアリーナは、2026年3月にバリューアップ・ネーミングライツパートナー企業※が決定し、今後はGMOアリーナさいたまを愛称として事業運営を行っていきます。

現在、GMOアリーナさいたまは大規模改修工事を実施し、このバリューアップ・ネーミングライツパートナーによる提案と共に、2027年4月のリニューアルオープンを目指しています。リニューアルオープンに向けて、「世界で唯一無二の文化・エンターテインメントの拠点」「持続可能な地域・社会づくりに向けた未来を創造する舞台」へと進化させるため、今般、更なる価値向上を目指し、エリアネーミングライツパートナーを募集します。

※GMOインターネットグループ株式会社からのバリューアップ提案の内容については以下のURLをご確認ください。

<https://www.saitama-arena.co.jp/news/2026/03303344.html>

## 1 募集主体

---

GMOアリーナさいたま及びけやきひろば 指定管理者  
株式会社さいたまアリーナ(以下「弊社」という。)

(会社概要) <https://www.saitama-arena.co.jp/company/>

## 2 エリアネーミングライツ対象施設について

---

### (1)施設名

GMOアリーナさいたま(けやきひろばは対象外)

### (2)所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地

### (3)施設所有者

埼玉県(以下「県」という。)

### (4)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

## 3 募集の概要

---

### (1)応募資格

ア 応募資格の詳細は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ 国内・国外は問いません。

ウ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体(以下「法人等」という。)が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人等を定めること

(ウ)単独で応募した法人等は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

## (2)募集内容

弊社は、県及び民間事業者との協働の下に、GMO アリーナさいたまの施設価値の向上及び利用者や来場者等の満足度を高めるなど、将来にわたる持続的発展や価値共創を目的にパートナーを募集します。

なお、応募にあたっては、以下の①②いずれも提案いただくことを条件とします。ただし、「3(3)応募条件等」に示す「対象権利」のうち、「B ゲート命名権」、「N ゲート命名権」については①のみをご提案ください。

- |   |
|---|
| ① GMO アリーナさいたまのゲート及びスペースにおける愛称を付ける権利等(以下「命名権」という。)を購入いただくパートナーシップ |
| ② ブランドアクティベーション権(スペースを活用した自社商品の PR や体験機会の提供等によるマーケティング活動等)の活用方法   |

## (3)応募条件等

### ①命名権を購入いただくパートナーシップについて

<対象権利>

(金額は、年額・税抜)

対 象	希望金額	契約期間	使用開始時期(予定)
B ゲート命名権	30,000 千円以上	5 年	令和9年4月
N ゲート命名権	30,000 千円以上		
3F 西屋外スペース命名権	10,000 千円以上		
3F ラウンジ命名権	25,000 千円以上		
5F 北コンコーススペース・ゲート命名権	35,000 千円以上		
1F 南屋内スペース命名権	40,000 千円以上		

### (留意事項)

\* 命名権料は、弊社が定める希望金額以上とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

\* 5年を超えた契約期間での応募はできませんが、バリューアップ・ネーミングライツパートナーが契約更新する場合において、契約期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約更新することを保証するものではありません。

\* 契約期間の満了日は、令和14年3月31日までとなります。

\* 大規模改修工事に伴う休館が明けた令和9年4月を付与した権利の使用開始時期として予定しておりますが、工事の進捗によっては、開始時期に変更が生じる可能性があります。なお、開始時期に変更が生じた場合には、契約額又は契約期間の変更など対応について協議させていただきます。

\* カテゴリー(業種)を独占できるものではありません。

\* 今回契約に至らなかったエリアネーミングライツについては、通年募集を予定しています。詳細は別途当社HP等でお知らせいたします。

②ブランドアクティベーション権(スペースを活用した自社商品のPRや体験機会の提供等によるマーケティング活動等)に関する提案について(「B ゲート命名権」、「N ゲート命名権」を除く)

「3F 西屋外スペース命名権」、「3F ラウンジ命名権」、「5F 北コンコーススペース・ゲート命名権」、「1F 南屋内スペース命名権」を希望する場合は、参考資料「エリアネーミングライツパートナー募集のご案内」を参考に、想定しているブランドアクティベーション権に関する取組を提案してください。

企画提案書(任意様式)にて、具体的な提案内容、運営体制、運用方法、導入時期、費用負担の考え方などについて示すとともに、導入したことで見込まれる効果(収益性、施設稼働率、利用者・来場者の満足度向上、サステナビリティ、地域への影響等)について記載してください。

なお、飲食提供を伴うブランドアクティベーション権の活用にあたっては、弊社飲食提供事業者への業務委託について協議させていただきます。

また、「3F 西屋外スペース」、「5F 北コンコーススペース」、「1F 南屋内スペース」については、現状、アクティベーションスペースとしての設えを備えていません。そのため、ブランドアクティベーション権の活用にあたって必要な整備等は、「3F ラウンジ」を含め、原則として命名権者の費用負担により弊社が実施します。(この場合の費用は命名権料の金額の他に別途ご負担いただきます。)ただし、提案内容を踏まえた協議によりインフラ整備に係る費用は弊社が負担する場合があります。

そのほか、ブランドアクティベーション権については、イベント主催者との協議により活用できない日程が生じる場合があります。

## 4 愛称について

---

### (1)命名に関する条件

- ア 契約期間内の愛称の変更は原則できません。
- イ 愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。
- ウ 国際的なイベントなど、施設名に企業名又は商品・ブランド名等を含む愛称の表示が制限される場合があります。

### (2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- キ その他県有資産の愛称として使用することが適当でない認められるもの
- ク 第三者の商標権及びその他の権利を侵害するもの

### (3)愛称の範囲

「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもの、当該ゲート及びスペースの性格・機能を考慮したもの(例「〇〇ゲート」、「〇〇エリア」、「〇〇ラウンジ」等)としてください。法人やブランドのロゴマークも使用することができます。

## 5 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

---

### (1)愛称表示

- ア 施設等の愛称が表示可能な箇所は、敷地内の看板、施設内の案内板、印刷物等(パンフレット、ポスター、チラシ、弊社・県ホームページ等)とします。看板の具体的な位置図は、参考資料「エリアネーミングライツパートナー募集のご案内」の「エリアネーミングライツパートナー募集権利」をご参照ください。
- イ 施設等の愛称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものに関する施工の範囲、実施時期及び内容については、弊社及び施設所有者である県をはじめとした関係機関と協議の上、弊社が決定することとします。また、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在するさいたま市の担当窓口(さいたま市 南部都市計画事務所 都市計画指導課)と弊社が協議の上、決定することとします。
- ウ チラシ等の印刷物は、愛称使用開始後に作成開始するものが対象となります。なお、命

名権者の費用負担により既存印刷物の表示を変更することは可能です。

## (2)メリット付与の提案

弊社が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにパートナーシップに係るメリット付与の希望がある場合は、当該内容について提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

〔 想定例：施設利用日程の優先交渉、ブランドアクティベーションスペース・広告看板の提供、けやきひろばを利用したイベントの開催、弊社自主事業への協賛 等 〕

## (3)愛称普及に向けた県及び弊社の取組について

- ア 命名権者決定後は、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて公表します。
- イ 愛称の普及・定着を図るため、各種広報において愛称を使用するとともに、メディアや県内市町村、イベント主催者・プレイガイド等に対し、愛称の使用を働きかけます。

## 6 愛称等の表示に伴い生じる費用の負担について

### (1)命名権者が負担

- ア 次に掲げる当施設に係る整備等については、命名権料の金額の他に別途、命名権者が費用を負担して、弊社が実施することとします。
  - (ア)愛称等の使用に伴う施設の看板等の設置、撤去又は変更及びこれに係る施設改修等
  - (イ)設置又は変更した施設の看板等の修繕等の維持管理
  - (ウ)契約期間満了に伴う施設の看板等の原状回復
- イ 次に掲げるものに愛称等を表示することについて、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が費用を負担して、弊社が実施することとします。
  - (ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの
  - (イ)行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき)
- ウ その他、命名権者の希望により実施することで新たに費用が発生するものについては命名権者が負担し、実施主体については内容に応じて協議し決定することとします。

例：既成の印刷物のデザインを刷新することにより発生するデザイン作成委託料等  
施設のホームページ(<https://www.saitama-arena.co.jp/arena/>)を大幅にリニューアルすることにより発生する改修費用等
- エ 命名権者の責めに帰すべき事由により、整備等した看板等で第三者に損害が生じた場合、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、命名権者が負うものとします。その他、本要項及び契約書に定めのないリスクが生じた場合は、命名権者と弊社で協議し決定することとします。

## (2)弊社又は県が負担

弊社及び県のホームページや印刷物、県広報紙の表示変更に係る費用は弊社又は県が負担します。ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既存の印刷物の表示変更に係る費用は、命名権者の負担となります。

## (3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

### (費用負担・実施主体)

区 分	費用負担	実施主体
敷地内外の看板表示の整備(施設看板)*1	命名権者	弊社
施設看板のデザイン	命名権者 } *2	命名権者
契約期間終了後の原状回復	命名権者	弊社
弊社及び県作成のパンフレット等の印刷物やWEBサイトの表示*3	弊社又は県	弊社又は県
その他、命名権者の希望により実施するもの	命名権者 } *2	要協議

\*1 敷地内外の看板の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

\*2 命名権料の金額の他に別途ご負担いただきます。

\*3 契約後、新たに制作するものに限りします。

## 7 命名権料等の活用用途

施設の維持修繕及び競争力強化、付加価値向上に資する設備投資

## 8 応募手続

### (1)募集期間

①事前相談 (エントリーシート提出期限 令和8年6月19日(金)まで)

令和8年5月15日(金)から令和8年7月10日(金)まで

②正式応募(①事前相談が必須)

令和8年7月10日(金)から令和8年7月24日(金)まで

### (2)申し込み方法等

正式応募前に、必ず「エントリーシート(様式1)」を提出してください。エントリーシートをもとに、提案内容に関する事前相談及び対話の中で弊社事業との親和性を確認します。

正式応募にあたっては、事前相談を必須とし、「GMO アリーナさいたま エリアネーミングライツパートナー申込書(様式2)」に、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、

消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る書類を提出してください。

#### ア 提出書類

- ① GMO アリーナさいたまエリアネーミングライツパートナー申込書(様式2)
  - ② 法人等の概要(様式3)
  - ③ 誓約書(様式4)
  - ④ 企画提案書(3(3)応募条件等に記載した①②に関する提案内容) (任意様式)
  - ⑤ 地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(任意様式)
  - ⑥ 埼玉県内の事業実績(任意様式)
  - ⑦ 役員名簿(様式5)
  - ⑧ 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの
  - ⑨ 会社概要及び今後の事業計画書(将来3～5年程度を念頭に策定した中期経営計画や経営戦略等)
  - ⑩ 直近3か年の決算報告書
  - ⑪ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
  - ⑫ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。
- ※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。
- ※ 上記に掲げる書類のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

#### イ 提出・連絡先

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地

株式会社 さいたまアリーナ 経営財務課

TEL:048-600-3011

電子メール: partner@saitama-arena.co.jp

※ 持参の場合の受付時間 9:00～12:00及び13:00～18:00(土日祝日でも可)

なお、持参の場合は、事前に訪問希望日時をご連絡ください。

※ 郵送の場合は、封筒に「エリアネーミングライツパートナーシップ申込書関係書類在中」と記載してください。

※ 電子メールの場合は、件名に「エリアネーミングライツパートナーシップ申込書関係書類」と記載してください。

#### ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年7月10日(金)まで

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問は、以下に掲げる件名により電子メールにて送付してください。

(件名)：「GMOアリーナさいたま」のエリアネーミングライツパートナーシップに関する質問

(送付先)：partner@saitama-arena.co.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、弊社ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません)。なお、個別の提案内容に関する質問及び回答については公表しません。

<https://www.saitama-arena.co.jp/news/area-naming-rights.html>

エ その他

応募者からの提出資料及び情報については、エリアネーミングライツパートナーシップ導入に関する目的以外には使用しません。

## 9 応募に当たっての留意事項

---

- (1)正式応募後に提出書類の再提出・修正はできません(軽微な修正を除く)。
- (2)正式応募後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (3)応募に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類等は返却いたしません。
- (4)提出書類に虚偽の記載があった場合、応募資格が無いことが判明した場合、その他不正があった場合は失格とします。
- (5)審査に必要と認めるときには、追加資料の提出を求める場合があります。
- (6)契約締結後において、虚偽の申請や応募資格を消失したことが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により、県・弊社・施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、命名権者とするのが適当でないと認められる場合には、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。
- (7)今回の募集は、GMOアリーナさいたまの施設設備の適切な維持・更新及び将来にわたって施設の魅力・価値を高めるための取組として実施するものであり、弊社の経営や既存の運用面を変更することを目的としたものではありません。

## 10 施設見学について

---

施設の見学を希望する場合は、次のとおり受け付けます。

(1)受付期間

令和8年5月15日(金)から令和8年6月19日(金)まで

(2)受付方法

電子メールで以下について、ご連絡ください。

(件名)：見学希望「GMO アリーナさいたま」のエリアネーミングライツパートナーシップ事業

(送付先)：partner@saitama-arena.co.jp

(本文)：見学希望日時(第1希望～第3希望まで)、見学予定人数、見学予定者の担当者名、電話番号、メールアドレス

11 選定方法等

選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権料、ブランドアクティベーション、愛称の妥当性、ブランディング、社会・地域貢献、経営の安定性等の内容を総合的に審査し、応募者から優先交渉権者を選定します。

審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合などにより、応募者から優先交渉権者を選定しないことがあります。

なお、応募者が1者のみの場合も、選定委員会を設置し、審査を行います。

【選定基準】 ※詳細については、選定基準表・詳細(別紙3)のとおり

項目	配点	視点
命名権料	40	応募金額の妥当性
ブランド アクティベーション ※B ゲート命名権、 N ゲート命名権に ついては対象外	40	提案内容の実現可能性 導入効果(収益性・稼働率向上、来場者・利用者満足度向上、サステナビリティ、地域への影響 等) 運営体制、運用方法、導入時期、費用負担の考え方など
愛称の妥当性 ブランディング 社会・地域貢献	40	愛称に対する親しみやすさ、呼びやすさ、分かりやすさ 施設設置目的との整合性、応募者の経営理念・提案目的とGMO アリーナさいたまの経営・事業との親和性 社会地域貢献に対する理念・活動実績、今後の計画 地域性(埼玉県内の事業実績等) 等
経営の安定性等	10	過去の財務状況及び今後の事業計画等を踏まえた経営の安定性・健全性、命名権料の支払能力、過去の不祥事等の有無 等

(1)各項目について最低基準点を設け、その基準に満たない項目がある場合には、優先交

渉権者に選定されません。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉権者の決定後、県及び弊社が優先交渉権者と個別にエリアネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、三者間で合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定しています(命名権者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結します)。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、命名権者は利用に係る費用負担が生じないものとなります。なお、命名権者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要があります。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点となった者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。

(4)決定した命名権者の名称、命名権料、応募申請団体数、選定委員の職・氏名、審査項目ごとの得点を、弊社のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、弊社情報公開実施規程の定めるところにより、保護すべき法人に関する情報及び法人が行う事務又は事業に関する情報等を除き公開されることがあります。

## 12 募集スケジュール

---

(1)施設見学	令和8年5月15日～令和8年6月19日
(2)エントリーシート提出期間	令和8年5月15日～令和8年6月19日
(3)事前相談期間	令和8年5月15日～令和8年7月10日
(4)質問受付期間	令和8年5月15日～令和8年7月10日
(5)正式応募期間	令和8年7月10日～令和8年7月24日
(6)審査(書面審査)	令和8年7月下旬頃～令和8年8月上旬 (予定)
(7)結果通知	令和8年8月中旬頃(予定)
(8)候補者との協議	令和8年8月中旬～下旬頃(予定)
(9)契約締結	令和8年8月下旬頃(予定)

※審査以降は、応募者数や候補者との協議の状況などにより、予定が前後する場合があります。

## 13 参考資料

---

(1)エリアネーミングライツパートナー募集のご案内

(2)募集についてのQ&A

(随時更新 <https://www.saitama-arena.co.jp/news/area-naming-rights.html>)

(3)さいたま市屋外広告物条例

(<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/004/p030742.html>)

(4)会社概要

(<https://www.saitama-arena.co.jp/company/>)